

令和3年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和3年12月24日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

令和3年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
議事日程の報告	4
会期の決定について	5
報告第2号 専決事項の報告について	5
伊藤高博総務部長の提案理由の説明	5
認定第1号 令和2年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	6
前村卓志会計管理者の提案理由の説明	7
認定第1号採決	9
議案第11号 令和3年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）	10
伊藤高博総務部長の提案理由の説明	10
議案第11号採決	10
議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の制定について	11
妹尾正信副議長の提案理由の説明	11
議員提出議案第1号採決	12
一般質問	12
藤田幸久議員の質問	12
火災原因について	13
中井正明警防部長の答弁	13
藤田幸久議員の再質問	13
火災原因について	13
野田繁人予防部長の答弁	14
藤田幸久議員の再質問（要望）	14
太田徹議員の質問	15
避難行動要支援者名簿の活用について	15
中井正明警防部長の答弁	16
太田徹議員の再質問（要望）	16
金子英生議員の質問	16
ハラスメント審査委員会について	16
伊藤高博総務部長の答弁	18
金子英生議員の再質問	19
内部統制制度について	19

伊藤高博総務部長の答弁	20
金子英生議員の再質問（要望）	20
広瀬ひとみ議員の質問	20
女性活躍に向けた取り組みについて	20
伊藤高博総務部長の答弁	21
広瀬ひとみ議員の再質問	21
女性活躍に向けた取り組みについて	21
伊藤高博総務部長の答弁	22
広瀬ひとみ議員の再質問（要望）	22
伏見隆管理者閉会の挨拶	23
北川健治議長閉会の挨拶	23
閉会（午前11時10分）	23

令和3年12月24日（金）

令和3年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和3年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和3年12月24日（金）

出席議員（16名）

1番	上野	尚子	7番	高見	雄介	13番	広瀬	ひとみ
2番	太田	徹	8番	田口	敬規	14番	藤田	幸久
3番	鍛冶谷	知宏	9番	中谷	剣将	15番	前田	富枝
4番	金子	英生	10番	西尾	勝成	16番	村上	順一
5番	北川	健治	11番	西田	政充			
6番	妹尾	正信	12番	番匠	映仁			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	中井	正明
副管理者	広瀬	慶輔	予防部長	野田	繁人
副管理者	長沢	秀光	枚方消防署長	足立	隆儀
会計管理者	前村	卓志	枚方東消防署長	中井	義弘
消防長	小野	多弘	寝屋川消防署長	眞先	良次
消防次長	島村	忠	枚方市危機管理監	佐藤	伸彦
総務部長	伊藤	高博	寝屋川市危機管理部長	荻野	裕嗣

議 事 日 程（令和3年12月24日 午前10時00分開会）

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 報告第2号 専決事項の報告について
- 日程第3 認定第1号 令和2年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第11号 令和3年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）
- 日程第5 議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の制定について
- 日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 大西康之

(午前10時00分)

○北川健治議長 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、年末ご多用のところ、消防組合議会にご出席くださいます、誠にありがとうございます。

ただいまから令和3年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 令和3年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、早朝よりご出席いただき、誠にありがとうございます。

今年も残すところあと僅かとなり、火災が起こりやすい時期を迎えます。本消防組合では、12月1日から歳末警戒に入り、20日からは体制を一層強化し、昼夜にわたり特別警戒を実施しております。

そうした中、先日大阪市北区で発生したビル火災は、多くの死傷者を出す痛ましい事案となりました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げます。

今回の火災で被害が拡大した要因として、建物の構造上、避難が困難であり、多数の逃げ遅れが生じたものと考えることから、枚方市・寝屋川市の類似施設に対して緊急の立入検査を実施してまいります。市民の皆様には健やかな新年を迎えていただくためにも、引き続き気を引き締めながら、警戒・予防活動に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

さて、今年を振り返ると、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、緊急事態宣言の発令と解除が繰り返されるなど、社会経済活動が大きく制約された1年となりました。特に4月から5月にかけては、自宅や施設で療養中のコロナ患者を病院に搬送するまでに長時間を要する事案が多く発生するなど、救急現場では厳しい状況が続きました。こうした状況に対応するために、消防本部に勤務する救急救命士や救急経験者を活用した「コロナ対応隊」を発足させるなど、感染防止に留意しながら、状況に応じて業務を継続してまいりました。

そうした中、本年5月に発生した元職員による放火事案は、市民の皆様の信頼を大きく失墜させるとともに、「組織風土」「職場環境」「人材育成」など様々な課題が浮き彫りになりました。本消防組合では、構成両市の職員も参画する「消防組合の組織体

制の在り方検討委員会」を設置し、現行制度の見直しについて検討するとともに、魅力ある組織を構築するために議論を行っているところです。検討委員会の進捗状況等につきましては、全員協議会等の機会を通じてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの影響により、策定が遅延しております第5次将来構想計画につきましては、年明け以降、本格的な検討を進めていく予定です。人口減少、高齢化の進展、災害の多様化など、本消防組合が将来的に直面する課題をしっかりと見据えながら、10年後に「目指すまちの姿」や「目指すべき将来像」をお示ししてまいります。

今後とも、さらなる感染拡大にも警戒しながら、いつ・どこで発生するか分からない災害に適切に対応し、安全で安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、引き続き温かいご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は専決事項の報告、令和2年度歳入歳出決算の認定、令和3年度補正予算の議案を提出させていただいておりますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決いただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

○北川健治議長 管理者の挨拶が終わりました。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○大西康之事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は16人、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和3年度6月分から10月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

○北川健治議長 ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議規則第83条に基づき、会議録の署名議員を議長において指名いたします。7番高見議員、8番田口議員。以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

次に、事務局から議事日程の報告をさせます。

○大西康之事務局長 議事日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 報告第2号 専決事項の報告について
- 日程第3 認定第1号 令和2年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第11号 令和3年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）
- 日程第5 議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の制定について
- 日程第6 一般質問

以上です。

○北川健治議長 ただいまの議事日程により、本日の会議を進めてまいります。

それでは、初めに日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○北川健治議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 報告第2号 専決事項の報告についてを議題といたします。

専決第3号 枚方寝屋川消防組合給与条例の一部改正についての提案理由の説明を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 ただいま上程いただきました報告第2号の専決第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

本件は、令和3年人事院勧告を踏まえ、管理者市である枚方市に準じて、消防職員の給与条例の一部を改正させていただいたものでございます。管理者市と同様に、令和3年12月の期末手当に反映させるためには、支給基準日となる12月1日以前に施行する必要がありましたが、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和3年11月30日付で専決処分を行いましたので、報告をさせていただきます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

改正条例の第1条による第36条第2項及び第3項の改正は、期末手当の支給割合を引き下げるもので、令和3年12月期の正職員の支給割合を100分の112.5とし、再任用職員の支給割合を100分の62.5とするものでございます。

改正条例の第2条による第36条第2項及び第3項の改正は、令和4年度以降の期末手当について、正職員の支給割合を、6月期、12月期ともに100分の120に、再任用職員の支給割合を、6月期、12月期ともに100分の67.5に改めるものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日を定めたものでございます。令和3年12月期の期末手当の改正については令和3年12月1日から、令和4年度以降の期末手当に係る規定については令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考としまして、今回の改正に伴い、職員1人当たりの期末手当の平均支給額はおおむね5万円の減額となり、人件費の影響額はおおむね4,200万円でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、専決第3号の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、日程第2 報告第2号の専決事項の報告についてを終結いたします。

次に、日程第3 認定第1号 令和2年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前村会計管理者。

○前村卓志会計管理者 ただいま上程いただきました認定第1号 令和2年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員のご意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大によって社会・経済活動に大きな影響を与えた1年となりました。本消防組合ではコロナ対応を最優先に考え、各種業務や訓練等に制限をかけながら実施するなど、感染防止対策に留意しながら、状況の変化とともに消防業務を継続してまいりました。今後も限られた財源を最大限活用し、より一層消防行政サービスの向上と、効率的・効果的な消防行政の運営に努めるとともに、いつ・どこで発生するか分からない災害に対応するため、枚方・寝屋川両市の消防防災体制、救急体制を強化し、市民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいります。

それでは、お手元の歳入歳出決算書に基づき、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の4ページをお開きください。

初めに、歳入の状況でございますが、第1款 分担金及び負担金から第9款 繰越金までを合わせました歳入合計は、5ページの収入済額73億1,323万5,108円でございます。

次に、歳出の状況でございますが、6ページをお開きください。

第1款 議会費から第5款 予備費までを合わせました歳出合計は、7ページの支出済額72億2,026万5,713円で、右下欄外の歳入歳出差引残額は9,296万9,395円でございます。

続きまして、36ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

金額は1,000円単位ですが、歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はただいまご説明したとおりでございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は9,296万9,000円の黒字となっております。

恐れ入りますが、12ページにお戻りください。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金の収入済額は、13ページ3列目に記載のとおり69億8,308万1,429円でございます。

その内訳ですが、表右端の備考欄記載のとおり、枚方市及び寝屋川市の構成市からの負担金として、それぞれ41億9,619万4,000円、及び27億1,115万3,000円、また、交野市からの消防指令業務の共同運用及びドクターカー事業に係る負担金7,573万4,429円でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料は741万1,000円で、主に危険物関係許可申請等手数料などでございます。

次に、14ページをお開きください。

第3款 国庫支出金は966万9,000円で、長尾出張所に配備いたしましたミニタンク車の購入に係る消防防災施設整備費等補助金でございます。

第4款 府支出金は1,506万3,833円で、その内訳ですが、表右端の備考欄記載のとおり、府立消防学校へ教官として派遣した職員の人件費分の、職員派遣府負担金として755万7,833円、消防ヘリコプター運営補助の常備消防費府補助金として750万6,000円でございます。

次に、第5款 財産収入は294万2,860円で、救急車3台及び査察車1台の物品売払収入でございます。

次に、16ページをお開きください。

第6款 寄附金はございません。

第7款 諸収入は2,997万2,176円で、その内訳ですが、表右端の備考欄記載のとおり、預金利子301円、また雑入として構成市への派遣職員の人件費分など2,997万1,875円でございます。

次に、18ページをお開きください。

第8款 組合債は消防車両等の購入に係る1億8,970万円でございます。

第9款 繰越金は7,539万4,810円で、令和元年度決算の剰余金でございます。

以上、歳入合計は19ページ最下段のとおり73億1,323万5,108円でございます。

次に、歳出でございますが、20ページをお開きください。

第1款 議会費の支出済額は257万7,848円で、議会運営に要した費用でございます。

第2款 総務費は96万4,196円で、主な内訳といたしましては、表右端の備考欄の最下段の特別職報酬61万2,000円のほか、23ページの備考欄の中ほど、公平委員会委員報酬18万6,000円及び監査委員報酬14万5,657円などでございます。

第3款 消防費は66億3,632万6,694円でございます。そのうち第1目 常備消防費

63億8,145万8,719円の主な内訳といたしましては、25ページの第1節 報酬1,922万5,582円から、27ページの第5節 災害補償費26万100円までの人件費のほか、29ページの第12節 委託料として、消防情報システムの保守などに係る2億1,416万484円、第13節 使用料及び賃借料として、消防情報システムの機器借上に係る3,125万2,811円、第17節 備品購入費として、消防用機械器具等の購入に係る4,215万4,552円、第18節 負担金、補助及び交付金として、ドクターカー運営負担金やヘリコプター負担金などに係る1億2,379万8,726円でございます。

30ページをお開きください。

第2目 非常備消防費は68万219円で、消防団の活動に係る費用でございます。

第3目 消防施設費は2億5,418万7,756円で、主な内訳といたしましては、第17節 備品購入費が2億1,520万4,000円で、消防車3台、救急車3台、査察車1台を更新したものでございます。

次に、第4款 公債費は5億8,039万6,975円で、新消防本部庁舎建設や消防車両更新事業等に係る地方債の元金償還金及び支払利子でございます。

第5款 予備費はございません。

以上、歳出合計は、33ページ最下段のとおり72億2,026万5,713円でございます。

なお、38ページ以降に財産に関する調書を添付しておりますので、併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、認定第1号 令和2年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第4 議案第11号 令和3年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 ただいま上程いただきました議案第11号 令和3年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしまして、令和4年度当初から業務を開始する各事業について、今年度中に契約手続を行う必要がある経費につきまして債務負担行為の追加を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の6ページをお開き願います。

第1条 債務負担行為の追加につきましては、第1表 債務負担行為補正によりご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1表のとおり、今年度中に契約手続を行う必要がある受付業務委託などを合わせて、20件を追加するものでございます。

8ページに債務負担行為に関する調書を添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5 議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

妹尾副議長。

○妹尾正信副議長 ただいま上程いただきました議員提出議案第1号につきまして、提案者7人を代表いたしまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議員提出議案第1号 「枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の制定について」、別冊の1ページをご覧ください。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

枚方寝屋川消防組合議会の議会運営委員会につきましては、昭和50年に制定されました「枚方寝屋川消防組合議会運営委員会規程」に基づき設置、運営されているところですが、現行の委員会につきましては、条例に基づき制定されたものではなく、任意設置という位置づけとなっております。

平成3年4月に、地方自治法の一部改正によって議会運営委員会について規定され、多くの地方公共団体の議会では議会運営委員会の条例化が図られましたが、本消防組合議会では条例化が図られず現在に至っていることから、議会運営委員会の設置根拠を明確にするために、本条例を制定するものです。

2ページをお開きください。

第1条は本条例の趣旨、第2条は委員会の設置根拠、第3条から第6条は委員の定数、任期、任期の起算、委員の互選、第7条から第8条は委員長及び副委員長の設置、選任方法、任期、委員長及び副委員長が不在のときの委員長の選出方法、第9条は委員長の議事整理権、秩序維持権について規定するものでございます。

3ページをご覧ください。

第10条は委員長の職務代行、第11条は委員長及び副委員長の辞任、第12条は委員の辞任、第13条は委員会の招集、第14条は委員会の定足数、第15条は委員会の議事の表決、第16条は委員長及び委員の除斥について規定するものでございます。

4ページをお開き願います。

第17条は傍聴の取扱い、第18条は秘密会の取扱い、第19条は出席説明の要求、第20条、第21条は会議中のルール、第22条は会議の記録について規定するものでございます。

5ページをご覧ください。

第23条は補則といたしまして、本条例に定めるもののほか、委員会について必要な事項について、委員長が定めることを規定するものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日以降、最初に行われる枚方寝屋川消防組合議会定例会の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 一般質問を行います。

一般質問については、藤田議員、太田議員、金子議員、広瀬議員から通告がありましたので、順次、質問を許します。

初めに、藤田議員の質問を許します。

藤田議員。

○藤田幸久議員 皆さん、おはようございます。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まず初めに、先週金曜日、大阪市北区で発生しましたビル火災でお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

火災の原因についてお伺いをいたします。

年の瀬も押し迫り、火災が発生しやすい季節となり、昨今、各地での火災発生の記事がされておりますが、枚方寝屋川消防組合管内においても、10月以降、火災が多く発生しています。

そこでお伺いいたしますが、本消防組合管内における令和2年の1年間で発生した火災件数と、その出火原因のうち、多発している原因についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○北川健治議長 藤田議員の質問が終わりました。

答弁を求めます。

中井警防部長。

○中井正明警防部長 藤田議員のご質問にお答えします。

令和2年1月から12月まで、枚方市98件、寝屋川市49件、両市合計147件の火災が発生しました。この件数は、令和元年と比較して20件の減少となっています。

次に、出火原因につきましては「電気関係」が最も多く32件、次いで、疑いを含む「放火」が22件、「こんろ」が16件、「たばこ」が13件の順となっています。

火災件数が年々減少している中、「放火」が30年以上連続で出火原因の1位でしたが、令和2年は「電気関係」が1位となりました。新型コロナウイルスの影響により、自宅で過ごす機会が多くなったことから「放火」が減少し、「電気関係」が増加したものと分析しております。

「電気関係」の火災の主な要因としましては、コンセントのトラッキング、接触不良などが多く見受けられましたが、リチウムイオン電池を使用したモバイルバッテリーからの出火事案についても増加傾向にあります。

○北川健治議長 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

藤田議員。

○藤田幸久議員 2回目の質問をさせていただきます。

本組合管内における火災発生件数と出火原因については、一定理解をいたしました。

それでは次に、これらの出火原因に対してどのような火災防止の対応策を講じられておられるのでしょうか、お聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

○北川健治議長 藤田議員の質問が終わりました。

答弁を求めます。

野田予防部長。

○野田繁人予防部長 藤田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

本消防組合では、大きく放火対策と失火対策に分類し、火災予防対策を実施しております。

まず防火対策につきましては、ご家庭や地域で「放火されない・させない」環境づくりを推進するため、春・秋の火災予防運動や自主防災訓練等、市民と接する機会を捉え、啓発活動を行うとともに、放火防止に関するリーフレットを回覧用として自治会に配布し、注意喚起を行っています。

次に、「電気」「たばこ」「こんろ」などの失火対策につきましては、電気器具の正しい使用方法等、それぞれの出火原因ごとの注意事項などを記載したリーフレットを配布するとともに、ホームページを活用して火災事例や注意ポイントなどを随時お知らせしています。

今後もこれらの取り組みや消防隊が実施する住宅防火診断などの機会を通じて、効果的な火災予防対策を推進してまいります。

○北川健治議長 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

藤田議員。

○藤田幸久議員 3回目は意見、要望をさせていただきます。

放火対策、失火対策の取り組みについては、一定理解いたしました。そこで重要なことは、いかにして市民一人一人に周知徹底できるかです。消防組合が取り組んでいる啓発内容が、市民の皆様はどこまで伝わっているのでしょうか。

先ほどの答弁にありましたが、私も先日、自治会の回覧板でストップ放火との見出しで、放火防止のための7つのポイントが記載されたチラシを拝見し、放火防止の警戒心が深まりました。このチラシは、市に確認したところ、消防組合から枚方市の市長公室、市民活動課に託され、校区コミュニティを通じて各自治会に配布されているとのことで、この取り組みは一定評価いたします。

しかし、一方で、昨日枚方市役所の庁舎内を巡回しましたが、現在は火災予防運動

期間ではないので、時期が悪かったかもしれませんが、本庁舎内の掲示板や案内チラシを入れる書架などには、消防に関するポスターやチラシなどは見当たりませんでした。市民の方が市役所をはじめ、市の施設を訪れた際に、消防に関する情報がすっと目に飛び込んでくるような環境づくりが重要であると考えます。

さらには、ホームページの活用に加えて、SNSの発信による周知啓発も求められます。しかし、このような企画や対策を、消防組合と管轄する両市とで協議することは難しいのでしょうか。密接な連携が浅く、どこことなく距離感を感じます。大阪府において、一部事務組合の消防本部と単独の消防本部の運営体制がありますが、一部事務組合の場合は、単独の消防本部と比べて管轄する自治体との合意形成などの課題があるのでしょうか。先ほどの決算書にもありましたが、枚方市、寝屋川市の両市から年間約70億円の負担金の歳入があり、また、管理者、副管理者には、両市の市長が担当されておられます。啓発活動において、枚方市、寝屋川市、消防本部の3者が一丸となるよう、もう少し両市が消防組合に対して積極的に協力をしていただければと考えます。

また、消防組合もこれまで踏襲してきた既成概念にとらわれず、若年層の人材不足が課題の中、新たな発想で業務の効率化が図れるような機構改革、業務改善に取り組み、消防行政を推進いただきますよう要望いたします。

現在、消防組合ではさきのビル火災に伴う特命査察が実施されており、多忙極まりないとお察ししますが、どこまでも市民の安全・安心のために職務に専念されますようお願いを申し上げます、私の質問を終了します。ありがとうございました。

○北川健治議長 これにて藤田議員の質問を終結いたします。

次に、太田議員の質問を許します。

太田議員。

○太田徹議員 通告に従いまして、一般質問を行います。

避難行動要支援者名簿の活用について。

寝屋川市・枚方市にて、地域防災計画をつくる際に作成が義務づけられている避難行動要支援者名簿についてお伺いをします。

枚方寝屋川消防組合において、避難行動要支援者名簿はどのように位置づけられているのか、また、構成両市からの提供を求めているのかをお示しくください。本支援者名簿を災害時や防火活動の際に利用することは、市民の安全につながると考えますが、

本名簿の登録状況が低い中、市民への周知も含めて、利用についての考え方をお示しください。

○北川健治議長 太田議員の質問が終わりました。

答弁を求めます。

中井警防部長。

○中井正明警防部長 太田議員のご質問にお答えします。

避難行動要支援者名簿は、大規模災害が発生した際、迅速かつ的確な避難支援が実施できるよう、活動隊への支援情報として活用しているもので、地域防災計画に基づき、構成両市と「個人情報の外部提供に関する覚書」を締結し、提供を受けております。

この名簿は、大規模災害時以外においても活用しており、有益な情報であることから、登録者の増加につながるよう、本消防組合発行の「防活のススメ」において市民に周知しているところです。

○北川健治議長 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

太田議員。

○太田徹議員 1点要望させていただきます。

市民の皆さんにとって、ふだんの消防活動にも避難行動要支援者名簿が活用されていることはあまり知られていないと思います。そして、「防活のススメ」では、避難行動要支援者の説明はありますが、名簿登録へのお願いはありません。構成両市と協力をして、枚方寝屋川消防組合での活用実績をさらに分かりやすく市民へ周知をして、名簿登録への協力を広く呼びかけることを求めて、質問を終わります。

○北川健治議長 これにて太田議員の質問を終結いたします。

次に、金子議員の質問を許します。

金子議員。

○金子英生議員 第1点目、枚方寝屋川消防組合ハラスメント審査委員会についてお伺いいたします。

この委員会は、令和2年度の枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）において、設置に係る予算が計上され、可決後、令和3年1月1日から運用が開始されております。当該議案に対し、「なぜこの時期にハラスメント相談体制の見直しを行うのか」という

同僚議員の質疑に対し「今年度、ハラスメント事案が立て続けに発生したことを受け、早急に対策を行う必要があると判断し、構成両市に相談させていただいたところ、外部の目線を入れることでより公平性・透明性が高まるのではないかとアドバイスをいただいたことから（中略）1月から運用を開始できるよう体制を整備したものでございます」と答弁しています。

そこで伺います。この委員会についての基本的認識を伺います。

新聞報道等では、不祥事等が発生したときには官民を問わず、「第三者委員会」なる組織が設置され、不祥事等の経緯、発生原因及び今後の対策までもが調査検討されています。本組合の「ハラスメント審査委員会」も第三者委員会と考えますが、基本的認識をお答えください。また、これまでに設置されている第三者委員会では「調査報告書」が公表されている事例も見受けられます。このことについてはどのように考えていますか、見解をお伺いします。

立て続けに発生したハラスメント事案について、処分も含めて時系列で具体的にお示しください。

1月からの運用状況について、具体的（申請件数、解決件数、委員会開催回数）に示してください。具体的とは、何月に申請何件、現在の審査件数何件、判定した件数何件、審査委員会開催何月何回、何月何回、合計何回というようにお答えください。また、標準処理期間についてはどのように考えていますか、お答えください。

運用状況の組合議会への定期報告についてはどのように考えていますか、見解を伺います。

審査結果の公表について、見解をお伺いします。

答弁にある「公平性・透明性」について、意図した効果及び実際に運用を開始した後の評価についてお伺いします。

令和3年1月1日に施行された「枚方寝屋川消防組合ハラスメント相談体制運用規程」第6条では、匿名の投書等の取扱いについて規定されています。条文は「匿名による投書など、相談体制によらない手段による相談は、原則として対応しないものとする。ただし、外部窓口の委員が対応可能と判断した場合はこの限りではない」です。具体的に説明してください。また、「匿名による投書など」の「など」の想定事例、「原則として」の持つ意味、「外部窓口の委員が対応可能と判断した場合はこの限りではない」についても具体的に説明してください。

令和3年1月1日以降、職員に対してこの制度を設置したという情報提供はどのように行ったのか、具体的にお答えください。

この審査委員会に関する情報は、個人情報保護に係る情報を除き、情報公開請求の対象となりますか、見解をお伺いします。

○北川健治議長 金子議員の質問が終わりました。

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 金子議員のご質問にお答えします。

ハラスメント審査委員会の基本的認識といたしまして、審査委員は、相談があった際に、公平、公正にハラスメント行為の有無について審査し、職場環境の改善、関係職員の心のケア、相談者の不利益防止などを図るために設置された第三者で構成される内部組織であると認識しており、議員お示しの第三者委員会とは位置づけが異なるため、調査結果の公表は予定しておりません。

ハラスメント事案につきましては、令和2年9月に2件の事案が発生し、職員2人に訓告処分を行っております。また、同年10月には部下職員の頭髪をバリカンで刈る事案が発生し、停職4月の懲戒処分を行っております。

運用状況につきましては、現時点で審査委員から消防長への勧告・報告がございませんので、具体的な状況を把握しておりません。また、標準処理期間につきましては、定めておりません。

組合議会への定期報告につきましては、構成両市の対応も参考に検討してまいります。

審査結果につきましては、公表する予定はございません。ただし、審査結果に基づき懲戒処分を行った場合には、基準に基づき公表する必要があると認識しております。

運用開始後の評価につきましては、先ほどの答弁のとおり、消防長への勧告・報告がございませんので、効果及び評価についてはお答えしかねます。

今後、審査結果が示される中で効果を検証するとともに、制度に対する評価を行い、必要に応じて見直しを行っていきたいと考えております。

次に、運用規程の解釈についてご説明いたします。

現在の相談体制では、苦情相談外部窓口からの事務局への報告について、相談者名を匿名とすることができます。これは、相談者のプライバシーに配慮するとともに、

二次被害など、相談者に対する不利益を防止するための制度です。

一方、運用規程にある「匿名の投書など」は、投書のほか電話やメールなどで、相談そのものが匿名でなされるものを指しております。このような場合、被害状況等の事実行為の確認や、行為者への聞き取りができないという状況も考えられ、本制度の設置目的である問題の適切な解決や、良好な職場環境の保持につなげることができないことから、原則として対応しないこととしております。

しかしながら、「いつ、どこで、誰が、どのような行為をしたか」などが明確であり、実際に調査、審査を行う審査委員等が可能であると判断したときは、匿名の相談にも対応することから、「外部窓口の委員が対応可能と判断した場合はこの限りではない」としているものでございます。

職員への情報提供につきましては、令和2年12月25日付で消防長からの通達とともに、相談体制の見直し通知を発出しております。

また、外部相談窓口やハラスメント相談員等を記載した「ハラスメント相談のしおり」を毎年度通知しており、その中でも新たな制度について周知をしております。

最後に、ハラスメント審査委員会は、情報公開条例に規定する非公開情報が含まれる事項の審査等を行うため、運用規程において会議を非公開とし、会議録等についても非公表としております。

また、審査委員会に関するそれ以外の情報につきましても、請求の対象とはなりません。そのほとんどが非公開情報に該当するものと想定しております。

○北川健治議長 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

金子議員。

○金子英生議員 第2点目、消防組合における内部統制制度について伺います。

地方自治法等の一部を改正する法律により、都道府県及び政令指定都市は、令和2年4月1日からその導入が必須とされ、その他の市町村は任意とされました。構成両市の状況にもよると思いますが、現時点における「内部統制制度」に対する消防組合としての基本的なお考えをお示しくください。

○北川健治議長 金子議員の質問が終わりました。

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 金子議員の2回目のご質問にお答えします。

議員からのご質問のとおり、本消防組合での位置づけは努力義務となっており、内部統制制度は導入しておりません。構成両市の動向を注視し、調査、検討してまいります。

○北川健治議長 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

金子議員。

○金子英生議員 全国的にも、消防職員のハラスメントに関する報道は枚挙にいとまがありません。消防職員の部隊編成と階級についての特性もある中ではありますが、ハラスメント撲滅に向けた実のある委員会が必要不可欠となります。消防職員に委員会を知らしめること、標準処理期間の質問をさせていただきましたが、早い勧告や報告が必要となる場合があります。どこに課題があるのか、その原因を追求し、二度と同じことを繰り返さないこと、揺るぎない確固たる信念で、ハラスメント防止に全力を挙げていただきたいと要望し、私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴いただき、誠にありがとうございました。

○北川健治議長 これにて金子議員の質問を終結いたします。

最後に、広瀬議員の質問を許します。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私からは、消防組合における女性活躍推進の取り組み状況についてお伺いいたします。

これまで消防組合では、次世代育成対策支援法第19条及び女性活躍推進法第19条に基づく特定事業主行動計画をそれぞれ策定しており、令和3年9月にそれら2つの法律に基づく計画を統合し、新たな特定事業主行動計画として策定をされています。

しかし、本来この計画は令和3年4月までに策定しなければならなかったと思いますが、令和3年9月に策定することとなった経緯についてお聞かせください。

また、女性消防吏員の増員にはどのような意義があると捉えられているのか、そして、令和3年度に女性の採用がなかった理由と、女性の採用に向けた課題や今後必要とされる取り組みについてどのように考えておられるのか、併せてお聞きいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○北川健治議長 広瀬議員の質問が終わりました。

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 広瀬議員のご質問にお答えします。

特定事業主行動計画につきましては、令和2年度当初から策定準備を進めてまいりましたが、全職員を対象とした「休暇に関する意向調査」や、女性消防吏員を対象とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する意向調査」の分析に時間を要し、令和3年9月の策定に至った次第であります。

女性消防吏員を増員する意義につきましては、救急現場等で女性や子供の傷病者に対して安心感を与えるなど、市民サービスの向上につながるだけでなく、消防行政を推進していく上で、女性の視点が加わることにより、消防組織の活性化及び強化につながるものと考えております。

令和3年度新規採用者については、6人の女性が採用試験を受験されましたが、合格に至らなかったものです。

今後、採用パンフレットの作成、ホームページやYouTubeを通じた広報や、女子学生等を対象とした1日職場体験に加え、より効果的なPR方法等を検討し、女性から選ばれる組織となるよう、積極的に取り組んでまいります。

○北川健治議長 答弁が終わりました。

再質問ありませんか。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 お答えいただきまして、ありがとうございます。

計画の策定が遅れ、女性の採用もなかったもので、取り組みの姿勢が気になり、お伺いをいたしました。丁寧に意向調査を実施し、計画策定されたこと、採用に向けた取り組みについても一定理解をさせていただきました。しかし、法に基づき要請をされている計画ですから、計画に空白期間が生じることのないように、今後の改定においては必要な準備期間や体制をしっかりと確保して取り組んでいただきたいと思います。

今後、計画も推進していただきたいと思います。女性消防吏員を増員し、女性の活躍を推進するためには、採用してからの出産や育児に係る休暇の保障も考えていかなければならず、特に職場に過度な気遣いをすることなく休むことができる体制を整備するためにも、代替要員の確保などが必要となってきます。

そこで、年々職員数が減少している中で、育児休業などで長期間休むことになる職員の代替要員の確保に対してどのような対応を検討されているのか、お聞かせください。

また、女性が交替制勤務で寝泊まりできる施設の整備について、今後の取り組み計画についても併せてお聞きをいたします。

○北川健治議長 広瀬議員の質問が終わりました。

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 広瀬議員の2回目のご質問にお答えします。

現状では、人事異動までの間は欠員となるため、署全体の職員でカバーしておりますが、今後、出産休暇や育児休業を取得する職員の増加が見込まれる中で、これまで以上に代替要員を確保できる体制を検討していく必要があると認識しております。

また、女性職員が勤務可能な施設の整備につきましては、施設の建て替え時はもちろん、既存施設の改修も検討し、全施設のうち半数を目標に、勤務環境を整備してまいります。

○北川健治議長 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 3回目の質問になりますので、要望とさせていただきたいと思えます。

消防で働きたいと思われる。その中でも、枚方寝屋川消防組合で働きたいと思っていただける環境づくりに、ぜひしっかりご努力いただきたいと思えますし、そのことが受験者数を増やすことにもつながると思えます。出産休暇や育児休業を男性も含めて取得されることは、命の重みや尊さを改めて実感する良い機会にもなると思えます。

今後とも、取得しやすい環境づくりに取り組んでいただきたいと思えますし、そのために必要な人員も見込んだ人員計画を策定していただくよう要望いたしまして、質問を終わります。

○北川健治議長 これにて広瀬議員の質問を終結いたします。

以上をもって一般質問を終結いたします。

これをもって、本定例会に付議された案件は全て終わりました。

閉会に際し、管理者からの挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

年末、ことのほかお忙しい中、各案件につきまして慎重にご審議いただき、いずれもご認定・ご可決いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

本日いただきましたご意見につきましては、今後の消防行政に反映していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

枚方・寝屋川両市の市民の皆様には健やかな新年を迎えていただけるよう、本消防組合としても職員一人一人が一層気を引き締め、年末年始の業務に当たってまいります。

なお、既にご承知のとおり、新春恒例の「消防出初式」につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮し、誠に残念ではございますが、中止の判断をいたしましたので、改めてご報告させていただきます。

以上、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○北川健治議長 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、私からも、閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年末何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、ありがとうございました。また、この1年間、消防組合議会の運営などにご協力、ご支援を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。

本年も残り僅かとなりました。皆様方におかれましては、つつがなく新年を迎えられますよう、高い席からではございますがご祈念申し上げまして、本日の会議の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

(午前11時10分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和3年12月24日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 北川 健 治

枚方寝屋川消防組合議会

議員 高見 雄 介

枚方寝屋川消防組合議会

議員 田 口 敬 規